

## 藤井寺市パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が行うパブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、市民に対する市の説明責任を果たすとともに、政策形成過程における市政への市民参加の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な施策に関する計画等を策定する過程において、案の段階でその趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、この案に対して広く市民から意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、寄せられた意見を考慮して市としての意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### (手続の対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となるものは、次に掲げるもの(以下「計画等」という。)とする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改廃
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭の賦課又は徴収に関する内容を定めるものを除く。)の制定又は改廃
- (4) その他実施機関が必要と認めるもの

### (適用除外)

第4条 計画等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の適用除外とする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 実施機関の裁量の余地がない場合
- (3) 意見聴取の手続等が法令等により定められている場合
- (4) その他実施機関が実施を要しないと認める場合

### (案の公表)

第5条 実施機関は、第3条に掲げる計画等を策定しようとするときは、計画等の決定期限等を考慮し、内容の修正等寄せられた意見を反映することが十分可能な時期に計画等の案を公表する。

2 案を公表するときには、市民が理解しやすいよう参考資料を併せて公表するように努めるものとする。

### (案の公表方法)

第6条 計画等の案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 情報交流ひろば「ふらっと」及び計画等の所管課における閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

2 前項に定めるもののほか、できる限り広報ふじいでら、市 Facebook 等を活用し、市民への周

知に努めるものとする。

- 3 公表しようとする案の内容が相当量に及ぶときは、内容全体の入手方法を明示したうえで、内容の一部を省略して公表することができる。
- 4 案の公表を行う場合は、意見の提出先、提出方法、提出期間その他の意見の提出に必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の受付等)

第7条 市民からの意見の募集期間については、4週間程度を目安として定めるものとする。

2 意見の受付方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への持参
- (5) その他実施機関が定める方法

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等の策定を行う。

2 実施機関は、前項の計画等の策定を行ったときは、次の事項を公表する。

- (1) 策定した計画等の内容
- (2) 提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方

3 実施機関は、提出された意見のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表する。

5 第6条第1項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況をとりまとめ、市ホームページ及び情報交流ひろば「ふらっと」で公表するものとする。

2 前項に規定する一覧には、案件名、公表日、意見の提出期限、計画等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に実施機関が策定する計画等について適用する。ただし、第3条第1項第2号及び第3号の規定については、施行日から6箇月間は適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。